

別冊（参考資料）

・ 議題 2 . . . p 1 ~ 2

・ 議題 3 . . . p 3

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和4管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま	現行水準	0.00%	10トン未満
まあじ	現行水準	0.35%	438
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	0.01%	10トン未満

（注記）基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

まあじ、まいわし対馬暖流系群及びさんまに関する令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

佐賀県規則第 号

佐賀県知事が任命する職員の給与からの控除に関する規則（案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、佐賀県職員給与条例（昭和 26 年佐賀県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 2 条の 3 の規定に基づき、知事が任命する職員（以下「職員」という。）の給与からの控除に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の相互共済を目的とする団体）

第 2 条 条例第 2 条の 3 第 3 号に規定する任命権者が定める団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般社団法人佐賀県職員互助会
- (2) 一般財団法人佐賀県教職員互助会
- (3) 佐賀県警察職員互助会

（職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するもの）

第 3 条 条例第 2 条の 3 第 5 号に規定する任命権者が認めたものは、次に掲げるものとする。

- (1) 県又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体が発行する印刷物の購入代金
- (2) 職員の福利厚生増進又は職員間の親睦を図ることを主たる目的として所屬、職、出身学校その他これらに類するものを単位として組織された団体の会費その他の費用

(3) 職員の職務に関連する学会その他これに類する団体の会費その他の費用

(4) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 53 条第 1 項の登録を受けた職員団体の組合費及び当該職員団体が取り扱う共済契約に係る事務に要する費用のうち職員が負担すべきもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 任命権者を異にする異動をした職員のうち、当該異動前の任命権者が教育委員会であった職員 佐賀県教育委員会が任命する職員の給与からの控除に関する規則（令和 3 年佐賀県教育委員会規則第 号）第 3 条各号に掲げるもの（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 任命権者を異にする異動をした職員のうち、当該異動前の任命権者が佐賀県警察本部長であった職員 佐賀県警察本部長が任命する職員の給与からの控除に関する規程（令和 3 年佐賀県警察本部告示第 号）第 3 条各号に掲げるもの（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に任命権者を異にする異動をした職員（当該異動前の任命権者が教育委員会又は佐賀県警察本部長であった職員に限る。）については、この規則の施行の日当該異動が行われたものとみなして、第 3 条第 5 号の規定を適用する。